

解雇・契約不更新、パワハラ、有休取れない、労働条件切り下げ、労災…

**FURLA で働く皆さんは
労働組合に相談しよう!
会社と交渉しよう!!**

皆さんの職場で、こんなことは起きていませんか？

●バックヤードが狭くて作業しづらい、箱が重くて腰痛に…

お客様をお迎えするフロアは、世界的有名ブランドにふさわしくピカピカ、キラキラ♪でも見えない裏側は、通路が狭かったり、物が積んであって歩きにくかったり…。

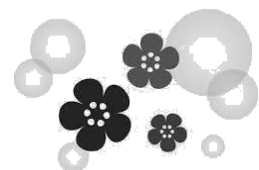


外資・国内を問わず、ショップにはありがちですね。つまずいて怪我をしたり、無理な姿勢で作業して腰痛になったり。また、カッターナイフを使わずに手と指で梱包のパッキンを剥き続けていると、だんだん指がこわばり激痛が走るようになる…。それ、「バネ指」という労災です！

●それってパワハラ？

店長などの管理職の気分次第で言うことがコロコロ変わり、理不尽なことで怒鳴られる、長時間ネチネチとお説教される。時には人格攻撃のような発言があったり…。

ミスやクレームに関して一方的にペナルティを課せられ、弁解することも許されない。会社が従業員に対して何らかの処罰をする場合は、就業規則の懲戒規定に則って、公正な手続きを経なければなりません。その就業規則も、従業員がいつでも自由に見られるようにしておくよう労基法に定められています。

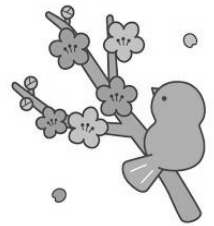


●デタラメな理由での解雇・契約切りはダメ!!

適当な理由で労働者をクビにはできません。労働契約法 16 条は「解雇は、客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効

とする」としています。

たとえば「若い子がいいわ。おばさんのスタッフなんて要らないわ」ということで契約を切るなど、とんでもないことです。会社は従業員を雇った以上、雇用する責任・義務があります。



でも、ひとりでは会社に文句を言えないし…

労働組合に入きましょう! FURLAの仲間もいます。

正社員だけでなく、派遣や契約・嘱託・委託でも組合に入れます

会社に改善を求めたいけれど、1人でモノ申すのは勇気が要るし、仕返しされたら怖い。そんなときに労働組合（ユニオン）は力になります。労働組合が会社に対して労働条件の改善や向上を要求することは、日本国憲法第28条と労働組合法に保障された権利です。労働組合は会社と対等の立場で、納得できないことを押し付けられないように交渉し、闘います。

組合は、会社に労働基準法違反を是正させ、過去の未払いを精算して払わせたりするだけでなく、取れなかった有休を取れるようにしたり、セクハラやパワハラの再発防止策を提案したり、将来に向かっての改善を地道に要求していきます。また、賃上げの交渉や、退職金制度の無い会社に制度の設立を申し入れたりもします。会社の協力が得られなくても、労災申請をサポートします。また、訴訟対策は日本労働弁護団やブラック企業被害対策弁護団関係の弁護士とも連携しています。

労働組合に加入すること、組合を作ることは、憲法28条に保障された労働者の権利です。労働組合に加入したこと或いは相談したことを理由に、会社がその人に不利益を与えたり、差別的な扱いをすることは不当労働行為として労働組合法違反になります。正当な理由無く組合との交渉を拒否したり、労組加入について会社が社員に対して意見を言うことも不当労働行為（労働組合法違反）です。

ご相談は**NU東京**へ



まずはお電話（原則平日の午後）で! 無料・秘密厳守。ご安心ください。

※職場やお住まいの近くのユニオン、業種・職種に合ったユニオンもご紹介します。

労働組合ネットワークユニオン東京(NU東京)

《 FURLA問題対策プロジェクト 》

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-15-13 千駄ヶ谷エレガンス 202

Tel : 03 (5363) 1091 ホームページ <http://www.nu-tokyo.or.jp/>

